

平成27年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月10日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 塩沢勝巳
総務課長 長坂徳三	総合政策課長 斉藤明美	
企画調整幹 中村茂弘	町民課長 青井義和	
建設課長 片桐栄一	農林課長 小平春幸	観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦	教育次長 宮坂 晃	
たてしな保育園園長 中谷秀美	庶務係長 竹重和明	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

5番 両角 正芳
6番 村松 浩喜

散会 午後2時50分

(午前10時00分 開会)

議長（土屋春江君） おはようございます。本日から6月定例議会が始まりますが、議員各位には、会期期間中、ご審議をよろしく願いいたします。なお、クールビズの取り組みにより、上着やネクタイの着脱につきましては、各人にお任せをいたしますので、ご自由をお願いいたします。

また、本日の会議において、立科ケーブルビジョンに議場固定カメラから、町長招集の挨拶の撮影、広報たてしなの取材撮影、及びテレビ取材の撮影をそれぞれ許可してありますので、ご承知願います。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、配付されております日程表の訂正をお願いいたします。第22 議案第64号平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての部分で、平成27年度立科町の次に、白樺高原を追加お願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋春江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番議員、両角正芳君及び6番議員、村松浩喜君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（土屋春江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、両角正芳議会運営委員長より報告願います。両角正芳議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） おはようございます。議会運営委員長の両角です。会期の検討結果についてご報告申し上げます。

会期につきましては、5月25日、議会運営委員会を開催し、平成27年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日から6月23日までの14日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。なお、会期日程については、事務局長より説明させます。

以上です。

議長（土屋春江君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月23日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの14日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。遠山事務局長。

議会事務局長（遠山一郎君） 本定例会の会期日程を議会運営委員会の検討結果に基づき説明申し上げます。

本日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

その後、全員協議会を第1委員会室で開催し、全員協議会終了後、議会だより編集委員会を行います。

2日目、11日は午前10時に開会し、議案質疑を行います。

質疑終了後、委員会に議案の付託を行います。

3日目、12日から6日目、15日までは休会です。

7日目、16日は、午後1時30分から社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。失礼しました。16日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

8日目、17日は、午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

9日目、18日は、午後1時30分から社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

10日目、19日は、午後1時30分から総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

11日目、20日、12日目、21日は、休会です。

13日目、22日は、委員会予備日とし、14日目、23日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会といたします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（土屋春江君） 日程第3 町長招集のあいさつ。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。本日、ここに平成27年第2回立科町議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用なところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

先月は暑い日が続き、雨もなく、農作物の生育が心配なところでしたが、今月8日に梅雨入りし、暑さも和らぎ、適なお湿りもあったことから、ひとまず農作物の生育への心配もなくなったことと思っております。

さて、私にとって、町長就任後初めての定例会の開催に当たり、これからの町政運営について、町民の皆様、そして、議会の皆様に町長としての基本姿勢を述べさせていただきます、ご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

私は、今回の選挙戦を通じて、町の閉塞感を打ち破ってほしという声の日ごとに強くなっていくことを感じ、出馬表明時も申し上げた立科に新しい風を吹かせたいという決意とともに、町を変えなければという思いがさらに強くなってまいりました。

今回の選挙戦で、町長に就任させていただいたのは、新たなる立科の創造に向け期待をしたいという町民の皆様の多くの願いがあったからこそと考えております。

私は、「この町を変えてほしい」、そういう町民の皆様の願いをしっかりと受けとめ、町民皆様の思いと想い、大切に心に寄り添う優しいまちづくりのために、全力で取り組んでいきたいと決意を新たにしているところであります。

また、私と同様に、町民の皆様より選ばれた議員の皆様との議論を重ねていくことで、よりよい町政の発展のために、ともに力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

今、我が国は、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少時代を迎えております。地方における人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で、住みよい環境を確保し、将来にわたって、活力ある日本社会を形成していくことが喫緊の課題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が発表しました日本の地域別将来推計人口によりますと、立科町の現在の人口が7,600人ほどであります、25年後の2040年には、5,000人を割り込むと見通しされており、地域コミュニティの衰退や地域経済の縮小などにより、町の活気が失われてしまう懸念があります。

本年度は、地方創生の幕開けでもあります。昨年、まち・ひと・しごと創生法が施行され、政府は、目指すべき将来の方向を提示した長期ビジョンと今後5カ年の施策や基本的な方向を提示した総合戦略を示し、人口減少問題の克服により、将来にわたって活気ある日本社会を維持していくための取り組みが本格的に動き始めました。

当町においても、地域別人口などの分布による人口ビジョンと立科版総合戦略の策定などの地方創生事業に取り組んでまいります。

昭和30年の3村合併から60年の歳月が流れ、自立の道を歩んできた立科町、今日まで築き上げられた当町の歴史、伝統文化、郷土の先人たちの思いを未来につなげていくとともに、農畜産物を初め、立科町らしさを大切に、地域資源を生かしながら、まちづくりを皆様とともに作り上げていきたいと考えています。

そこで、私の目指す4つの町づくりの基本的な考えを申し述べさせていただきます

と存じます。

まず、1つ目は、「子供たちが夢を持ち、若者が夢を語れる町」です。立科町を元気にしていくためには、子供たちや若者たちが郷土への誇りと未来の展望を持って生き生きと暮らしていくことが、暮らせることが必要であると考えております。そのためには、町の未来を担う子供たちや若者たちがみずからの興味、関心のあることに対して全力で取り組むことができれば、それは、将来の財産になるだけでなく、人材として、地域の財産にもなるものと感じております。また、ふるさと立科へ、郷土愛や愛着心をはぐくむことは、みずからが暮らす地域に対して、夢や希望が語られる町づくりを進めていくためには、必要なことと思っております。

2つ目は、「子育てに生きがいを感じ、心豊かに暮らせる町」です。

年々減少傾向にありました当町の出生数は、平成21年には50人を割り込み、以降、ほぼ40人台で推移してきています。子供たちの笑顔や元気があちらこちらで見られるように、そして、育児をされるお母さんやお父さんも安心して仕事ができるような支援を考えていく必要があります。

そのためには、子育て世代の声に耳を傾け、安心して子育てできる環境づくりや制度の充実を図るとともに、人と人とのつながりが子供を育てていくという観点から、子育てに地域の力が発揮できるような仕組みづくりも必要と感じております。「立科で子供を育てたい」、そう思っただけのような町を目指してまいります。

3つ目は、「この町で働く全ての住民の努力が報われる町」、農林業、商工業、観光業など、地域産業のさらなる振興は町を活気づけるためにも重要なことだと考えております。そのためには、経営者、従業員の方々の情報交換を密にし、政策、施策への反映とともに、品質のよさなど市場でも評価の高い安心安全な農畜産物の安定した生産を支えられるよう努めてまいります。

地域が人でにぎわうことは、町が元気になる源であり、企業誘致を初め、既存の商工業者の皆様への支援により、町内にさらなる雇用の場を確保できるよう努めてまいります。

4つ目は、「高齢者や社会的弱者が安心して暮らせる町」です。

いつまでも住みなれた地域で暮らし続けたいと思う気持ちは誰もが願うことだと思います。そのためには、保健、福祉の充実が重要となりますが、高齢者の方々からの気持ちや支えてくださる家族の声に耳を傾け、寄りそうことができる福祉事業及び家庭内で違和感なく語り合える介護の取り組みなど、優しい手を差し伸べられる町づくりを目指してまいります。

この4つの町づくりを実現するには、持続的な行財政運営が必要となってきます。国においては、1,000兆円超に膨らんだ借金を抱えています。当町の財政においても、財政指標である実質公債費比率等は、改善しつつも、歳入に関しては、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存していることから、依然として厳しい状況に

あります。

このような状況の中で、町営スキー場のあり方、株式会社立科町農業振興公社のあり方を初め、数多くの社会基盤施設や公共施設の老朽化対策など、課題が山積みしていると認識しています。

私は、町民の皆様、議員の皆様、そして、職員が積み上げてこられた経過や議論を尊重しつつ、財政的な制約も踏まえ、一つ一つの課題を解決するよう努めてまいります。

以上、これが、私が取り組んでいく町づくりの基本的な考え方の一端を述べさせていただきました。私の町づくりへの取り組みは、まだ始まったばかりであります、これを昨年度制定された立科しあわせプラン～第5次立科町振興計画～と連動させ、本年度策定する立科版総合戦略への具体的な施策に反映してまいりたいと思っております。

事業推進に当たっては、町政を広く知っていただくために、広報紙やホームページなどを有効活用することにより、町の施策や諸課題等に対する情報を共有できる仕組みを整え、町政の透明度を高め、町民の皆様、議員皆様の一層のご支援、ご協力をお願いをいたしたいと思っております。

合併60年を迎えるこの年に、新しい風を意識しつつ、誰もが笑顔で住んでよかった、訪れてよかったと感じられるように、そして、未来に希望も持てるように、町民の皆様への思い、アイデア、工夫を生かしつつ、町民主役の町をともに考え、築き上げていくために、全力で汗をかき、働き、知恵を絞って精いっぱい取り組んでまいっている覚悟でございますので、ご指導とお力添えをいただきますよう心からお願いを申しまして、招集の挨拶とさせていただきます。

招集の挨拶に続いて、町長就任後の主な町長諸般の報告をいたします。

4月26日の町長一般選挙において当選の栄をいただき、5月1日に初登庁し、就任式を行いました。

7日には、第4回臨時議会をお願いし、議会構成をお決めいただきました。

13日には、第5回臨時議会をお願いし、人事案件のご審議をお願いし、決定していただきました。

15日には、森澤副町長の退任式を行い、18日には、川西保健衛生施設組合臨時会に出席し、同日、商工会総会及び県道牛鹿望月線建設促進期成同盟会に出席をいたしました。

19日には、山形村で開催された下水道推進協議会に出席し、21日に白樺湖活性化協議会に出席、同日、宇山バイパス建設促進期成同盟会に出席をいたしました。

22日には、北佐久郡行政連絡協議会に出席し、平成27年度事業計画等を決定いたしました。

25日には、議会運営委員会に出席し、同日開かれた白樺高原防犯組合の総会では、

日ごろの取り組みに感謝を申し上げます。

26日には、佐久市・北佐久郡環境施設組合の臨時会に出席し、同日開催された長野県町村会の臨時会に出席もいたしました。27日には、消防委員会が行われ、消防委員の委嘱を行い、委員長には、箕輪義則さんが就任をいたしました。

28日には、都市農村交流の会総会に出席し、午後、諏訪湖流域下水道議会に出席をいたしました。

29日には、社会福祉協議会理事会に出席し、同日開かれた農業者年金推進協議会に出席をいたしました。

6月1日には、佐久広域連合連合長会議に出席しました。

6日には、佐久市で開かれた障害者スポーツ大会に参加し、皆さんの応援をしてまいりました。

7日には、夏山開きすずらん祭が行われ、夏山シーズンの安全と多くの皆さんが訪れていただくことを祈願してまいりました。

以上で、町長諸般の報告といたします。

次に、議案の概要を申し上げます。

今議会に提出を予定しております案件は、平成27年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしました条例改正2件、平成26年度一般会計ほか補正予算7件と繰越明許費の報告4件、条例改正1件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令等に関する法律の改正に伴い、立科町介護保険条例の一部改正をするものです。

議案第61号 一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定予算を1億2,416万4,000円増額し、総額を47億4,316万7,000円とするものです。主な内容は、総務費では、マイナンバー法導入に伴う例規整備、地方情報通信経費で機器更新経費、温泉ポンプ入れかえ工事、民生費では、児童館修繕工事、農林水産業費では、立科ブランド確立事業、土木費では、平林地籍の町道五本木前線調査測量業務経費、消防費では、役場庁舎の耐震補強工事、太陽光発電設備工事の工事費を計上しました。

次に、特別会計であります。議案第62号 介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定予算に40万6,000円の増額は、事業進捗によるものであります。

議案第63号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定予算に29万円の増額は、公設企業会計適用に係る移行業務のための経費を計上したものであります。

議案第64号 白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定予算の増額はなく、設計管理経費を計上したものであります。

議案第65号 水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第66号 索道事業特別会計補正予算（第1号）の2件は、人事異動による補正が主なものであります。

それぞれの詳細については、関係課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決いただきたくお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（土屋春江君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての諸報告は印刷してお手元に配付しているとおりでございます。ご承知ください。

次に、榎本真弓総務経済常任委員長、報告ありますか。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

総務経済常任委員会の報告をいたします。

去る5月19日、委員会活動を行い、所管各課の事業進捗状況や課題などについて懇談的に協議をいたしました。

午後からは、指定管理者である農ん喜村、また、陣内森林公園、そして、農林課職員とともに、クラインガルテンワイン用ブドウ栽培地の3カ所の生育状況などの視察を行いました。

以上です。

議長（土屋春江君） 次に、森本信明社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

8番（森本信明君） 社会文教建設委員会はありません。

議長（土屋春江君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第51号

議長（土屋春江君） 日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、立科町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、立科町町税条例を法に準じて一部改正し、専決処分にて制定いたしました。

主な改正内容であります。一つとして、住宅ローン減税措置の適用期間を1年半延長するものでございます。2つ目としましては、ふるさと納税ワンストップ制度の創設についてです。3つ目としましては、固定資産税の負担調整を3年間延長するものです。4つ目としまして、軽自動車税の税率の特例及びグリーン化特例の導入でございます。5つ目としましては、たばこ税の特例税率を段階的に廃止するものでございます。6つ目としまして、マイナンバー制に伴う個人番号、法人番号の規定の整備

であります。7つ目としまして、原動機付自転車、二輪車、農耕作業車、小型特殊自動車等の税率の引き上げを1年延長するものでございまして、各税率の減免の申請期限を納期限前7日から納期限に改正するものでございます。

それでは、1ページをごらんください。

第1条の改正中、中段にございます第23条第2項、これは、納税義務者等を規定したもので、法改正にあわせた文言の改正でございます。

続きまして、その下段の第31条第2項、これは、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る法改正に伴う所要の措置でございます。

それと、下段から6行目になりますけれども、第33条第2項、これは、個人住民税所得割の課税標準の計算において、法改正にあわせて改正するものでございます。

下段から2行目の第48条第6項及び第50条第3項は、法人税法改正に伴う所要の措置でございます。

2ページをお願いしたいと思います。

51条、中段にございます71条、89条、90条及び3ページ、139条、これにつきましては、減免の申請期限を納期限前7日から納期現までに延長する改正でございます。

3ページの中段、附則第7条の3の2、これは、法改正による個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長でございます。

3ページ中段から4ページ下段までに係ります附則第9条の2は、ふるさと納税の申告特例について、法律改正にあわせて新設された規定であり、ふるさと納税ワンストップ特例の創設に係るものであります。

4ページをお願いしたいと思います。

4ページ、下から2行目から5ページ中段までになります。これの附則第11条から15条までは、固定資産税の特例について、法律改正にあわせて改正するもので、現行の措置を3年間延長するものでございます。

5ページ中段から6ページ下段までになりますが、附則第16条、これは、軽自動車税の税率の特例であります。平成27年度以降に新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車等について、平成28年度の税率を燃費目標基準の達成度に応じ、おおむね4分の1から4分の3とするグリーン化特例を導入する規定でございます。

6ページ下段をお願いしたいと思います。

16条の2は、たばこ税の税率の特例を廃止する法律にあわせて条文を削除するものでございます。

このほか、番号法改正に伴う所要の措置として、個人番号及び法人番号等の規定の整備を行っております。また、法改正によりまして、条がずれたもの、項がずれたものの改正もそれぞれ行っております。

次に、6ページ下段、第2条により、平成26年度に一部改正した立科町町税条例の一部を改正するものでございます。

7ページでございますが、附則第1条及び第4条について、法律改正にあわせて改正をいたしました。この内容は、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付き自転車と二輪車及び農耕作業用自動車等の税率の引き上げを1年延長するものであります。

附則第6条は、軽自動車税のグリーン化特例が新設されることに伴う規定の整備でございます。

7ページ中段以降になりますけれども、附則により施行期日及び各税の経過措置を規定しております。特に、たばこ税については、旧3級品の紙巻きたばこの税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日まで段階的に引き上げを実施する内容でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋春江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 幾つか質問をいたします。今、るる説明をいただきましたけれども、よくわからないことがたくさんあるのでお願いいたします。

まず、住宅ローン減税についての特例が1年半延びたというのは、これは、減税が据え置かれるということだと思いたしますが、それでいいんですね。

それから、ふるさと納税のワンストップ特例というのは何でしょうか、説明をお願いします。

それから、軽自動車について、国のほうでは、税率が大幅に上げられたというふうには認識をしておりますけれども、これについて、今さまざま3段階これは分かれていますけれども、立科の町民の皆さん、ほとんど軽自動車をお使いになっているんですけど、全体で何台あって、それぞれ1、2、3とあります。1,000円上がったところ、2,000円、3,000円とありますけれども、これが、国の税金を上げたことと、それぞれの1番、2番、3番がどういう種類のものであって、何台くらいあって、種類がどう違ってくるのかと、これと台数です。影響する台数についてお伺いをしたいと思います。

それから、その中でグリーン化特例を規定すると書いてあるんですけど、これの中身をもう少し説明していただけますか、お願いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、お答えをいたします。

住宅ローン減税のまず関係ですが、消費税が10%の引き上げ時期が延長になったということで、対象期間を31年6月30日まで1年間半延長するという内容でございます。その延長に伴いまして、減収する額につきましては、全額国費で補填すると、こういうふうになっております。

続きまして、ふるさと納税制度の拡充についてですが、特別控除額の上限を個人住民税所得額の1割から2割に拡充するという、こういうものが主なものでございます。それと、これまでは、確定申告が必要だったということなんです。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例を創設したということで、これが通常ふるさと納税ワンストップ特例制度ということで、確定申告をしなくてもよくなったということでございます。

それと、軽自動車税の台数につきましては、大変申しわけございませんが、手持ち資料がございませんので、あとで報告させていただきたいと思っております。

軽自動車税のグリーン化特例でございますけれども、平成27年度以降に新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車等について、平成28年度の減税を燃費目標基準の達成に応じおおむね4分の1から4分の3減税するという、こういうものでございまして、その達成基準でございますけれども、平成32年度基準というものがあるそうが、それに20%達成すると、現行が1万800円のものから5,400円になるということでありまして。平成32年基準達成のものについては8,100円だよというような、こんなような措置がされてくるという、そういうことでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） そうすると、1番の住宅ローン減税については、消費税の延長に伴って、それを適用させるためというか、ならないように減税が延長するということで確認しました。

それから、ふるさと納税のワンストップ特例というのは、つまり、ふるさと納税を推進するために、今までの個人住民税の税額から、それを1割減らす分を2割にふやすということで、ふるさと納税を推進するという意味があるということですか、そういう認識でよろしいでしょうか。

それから、ワンストップについては、確定申告が5団体以内ならば、そこをやった証明があれば確定申告しなくてよいということで、簡略されたという意味ですね。

最後に、軽自動車税のところなんです。台数がわからないということ、そこをまさに知りたかったので、町民への影響というか、済みません、82条の第2号のアが3種類であります。このあの3種類の中で3,900円、1,000円のこの表のことなんですけど、もう少し詳しく説明いただけないでしょうか。同じ82条第2号のアでも、3,900円が左側にあって、右側に1,000円の分と2,000円の分と3,000円の分とあります。これのそれぞれの種類が何なのかということと、台数、立科の皆さんの、台数がどうなのかということ、この改正によって、住民の軽自動車税はどうなったのかという、例えば一般的な軽自動車税それぞれ税額としてはどうなるのかということとをちょっとここだとわからないんですけど、わかるように説明していただけないでしょうか。

最後のグリーン化のほうはわかりました。

議長（土屋春江君） ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からです。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、お答えをいたします。

まず、台数の関係なんですが、この減税が対象となるのが平成27年度で購入してくる車両ということでございますので、台数については、これから購入されるものについてということですので、台数は把握してないというか、できないという、こういうことでございます。

それと、5ページの下段の第82条第2項のあ、それと、その次ページのところにも同じ表があつて、その下段のほうにも同じ表があると、これの内容でございますが、5ページの下段、これにつきましては、電気自動車に係るものの減税の部分が書かれているものでございます。次ページの6ページ、これの上段の表が、これが、平成32年度の基準をプラス20%達成しているものの車の減税の基準が書かれたものでございます。それと、その下段につきましては、平成32年度の基準を達成した車の減税の基準が書かれたものだという、こういうことになりますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

この税条例の一部の改正する中身なんですが、なかなかこの内容をこのまま理解しろと言っても読み取れない部分が多々あると思いますので、これはあれでしょうか、変更部分の内容の説明的なものを出していただけないかどうかというのを伺いたしたいと思います。

それから、ふるさと納税の、先ほどワンストップ納税の特例っておっしゃいまして、確定申告が必要ないということなんですが、住民税の申告等が必要かどうかその辺のところがありましたらご回答をお願いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、お答えします。

事前に説明の資料等につきましては、概要書みたいなものがございますので、お配りすることは可能かと思っております。

それと、ふるさと納税のワンストップの特例ですけれども、確定申告を行った場合と同額が控除されるということで、本例が適用される場合、所得税控除分相当額を含

め、翌年度の住民税から控除されるという、こういう制度になっているということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のワンストップの関係なんですけど、住民税の申告はしないとだめかどうか、その辺のところ、今、確定申告は必要ないということだったと思うんですけど、住民税の申告をしないと控除の対象になるか、その辺わかりますか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 申しわけございません。ちょっとそれは後で調べてご報告したいと思います。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）は、承認されました。

◎日程第6 議案第52号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、立科町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、4月1日からの施行に伴い、国民健康保険税条例を法に準じて改正し、専決処分にて制定いたしました。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第2条の改正は、課税限度額の引き上げについてであります。第2項、ただし書き、これは、基礎課税額に係る課税限度額でございますが、現行51万円を52万円に、第3項、ただし書きは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額でございますけれども、現行16万円を17万円に、第4条、ただし書きは、介護納付金課税額に係る課税限度額でございますが、現行14万円を16万円に引き上げるものであります。

第23条の改正は、国保税の減額であります。減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を見直し、同条第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定額を現行「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定額を現行「45万円」を「47万円」に引き上げを行うものであります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日であります。平成26年に改正した立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の附則第1条については、施行期日の一部改正があり、平成28年1月1日施行とする改正であります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま最高税率を引き上げるといふ条例案だといふふうに思いますけれども、この間、国保が大変高く払えない人がふえているという状況を私も聞いています。それで、合計で国保と後期、介護合わせて約4万円プラスされて75万円が最高限度になるわけですが、この間、ここで年度変わってくるわけですが、この間の町民の所得というのは上がっているのでしょうか。特に、国保に加入している皆さんというのは、農家の方とかの自営業者が多いわけですが、農家の所得が上がっていけば、順調に上がっていくんだら引き上げてもいいかなといふのはあるんですが、その判断はどのようにされたのでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） これにつきましては、国の法律にあわせたものでございますけれども、この改正に伴いまして、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能となるというようなこと、それと、5割軽減、2割軽減の対象とも対象者が拡大するという、こういう改正だといふふうに認識をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 後半のほうで、5割軽減、2割軽減の人の課税標準の分が上がってきて、つまり、非課税の部分が上がってくるという、対象者が拡大されるということなんですけれども、それって、立科町では何人になるのでしょうか。それから、前段の質問で

す。町民の所得は上がっているんでしょうかという質問についてお答えがなかったかと思うんですが、それとの関係で、国が決めたから町も決めるというのではなくて、やっぱり町民の実情に合わせて判断することが地方自治の本旨かなと思うんですけども、そこら辺で町民の所得がどのように変化してあるのかなということを資料としてお示しいただきたいとの、今言ったように、5割軽減、2割軽減が、この法の改正によってどのぐらい拡大されるのか、立科の皆さんにとっては、それをお示してください。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えします。

所得につきましては、ちょっと手元の資料がございませんけれども、5割軽減、2割軽減の方につきましては、2割軽減が6世帯ふえる、2割軽減が10世帯ふえるというような見込みをしてございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいまの所得については確認していないというふうにおっしゃったんですけれど、やっぱりこういうものが決まってくると当然課税が変わってくるわけで、大きな影響があります。払えない人もふえてくるんだと思うんですけれども、それは、これを値上げをすることに至ったときには、こういうふうにも上げて、町民の皆さんは払えるというふうなご判断の中でこのことを決められたんでしょうか、そのことをお願いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） そういう判断でございませぬ。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ございませぬか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませぬか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませぬか。

〔（異議あり）の声あり〕

この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座りください。したがって、議案第52号 専決処分について承認

を求める件（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） ありがとうございます。先ほど今井議員さんからご質問のございました、住民税の申告は必要かということですが、申告は必要ということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎日程第7 議案第53号

議長（土屋春江君） 日程第7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度立科町一般会計補正予算（第12号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。平成26年度立科町一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,003万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ52億5,715万4,000円とするものでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費の追加であります。ごらんの4事業の事業費を追加するものでございます。

9ページをお開きください。歳入でございます。2款地方譲与税から、11ページの11款交通安全対策特別交付金までは交付額決定に伴う補正でございます。

10款地方交付税のうち特別交付税7,201万3,000円の増額につきましては、除雪費用の増額などによる増額でございます。

12款分担金及び負担金は事業費の確定による負担金の減額でございます。

12ページ、13款使用料及び手数料は、実績による減額補正でございます。

14款国庫支出金は、実績及び実績見込みによる補正でございます。

14ページ、15款県支出金であります。いずれも確定及び実績見込みによる補正でございます。

15ページ、17款寄附金は、一般寄附金227万9,000円、ふるさと寄附金8件、教育寄附金1件の増額補正でございます。

18款繰入金は、5目立科町ふるさと基金繰入金で、それぞれの事業に充当するためのものでございます。

16ページ、20款諸収入は、事業進捗に伴うものでございます。

次に、17ページ、3、歳出でございます。2款総務費では、1項総務管理費、3目財産管理費、基金管理経費では、ふるさと寄附金積立金、白樺高原環境整備基金をそれぞれ増額計上いたしました。5目企画費、地域大学連携推進事業経費は、実績により皆減といたしました。

18ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費については、財源内訳の補正でございます。

19ページ、3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で国民健康保険特別会計への繰り出し金の増額382万9,000円を計上しました。2目障害者福祉費では、実績に伴う扶助費の減額補正であります。

20ページ、3目福祉医療費及び4目国民年金費は、財源内訳の変更でございます。

21ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、児童手当を実績により減額しました。2目子育て支援費3目保育所費は財源の補正でございます。

22ページ、3項1目高齢者福祉総務費では、実績見込みによる後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰り出し金の減額、2目高齢者福祉事業費では、事業実績に伴う減額補正です。

23ページの4款衛生費1項保健衛生費及び25ページ、2項清掃費は、事業実績に伴う減額補正でございます。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は、財源内訳の補正、3目農業振興費は、有害鳥獣駆除対策委託料199万3,000円及び農業振興事業補助金では、ワイン用ブドウ支援事業費等の実績による92万7,000円の増額でございます。5目都市農村交流費、9目農業再生事業費及び27ページ、2項林業費及び3項土地改良費は、事業実績による減額補正を計上いたしました。

6款商工費1項1目商工振興経費は、事業実績による減額補正でございます。

28ページ、2目地域交通対策費、2項観光費は、財源内訳の補正となります。

29ページ、7款土木費1項土木管理費も財源内訳の補正であり、2項道路橋梁費2目道路新設改良舗装費は、用地買収費の実績に伴う減額補正でございます。

30ページ、6目社会資本整備総合交付金道路整備事業は、財源内訳の補正、4項住宅費は、女神湖住宅調査測量業務について計画の再検討のため皆減、5項下水道費では、下水道事業特別会計の事業確定に伴う繰り出し金1,724万2,000円の減額補正でございます。

31ページ、9款教育費、1教育総務費、2目事務局費は、立科高校育成会へ補助金の増額であり、これは、教育寄附金を充当いたしました。

その他、教育費については、事業実績に伴う減額補正及びふるさと寄附金を充当した財源の補正となっております。

32ページ、10款災害復旧費1項農林業施設災害復旧費、33ページ、2項公共土木施

設災害復旧費は実績による減額でございます。

12款予備費は1億1,516万円を増額し、5億1,989万8,000円といたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。23ページの予防費の部分で、予防接種事業経費600万6,000円減額されているんですけど、この中身については、大分大きい金額が減額されているんですが、これは、実際に予防接種の事業の見込みが甘かったのか、それとも、その辺の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、30ページの下水道事業の特別会計の繰出金が1,724万2,000円ということまで減額されているんですが、これについても、金額が大きいもんですから、中身をちょっと、具体的な理由を聞かせていただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 23ページ、予防接種事業経費であります。大変申しわけありませんけど、今手元のほうにちょっと資料ございませんので、細かな数字等について申し上げることができませんで、後ほどお答えをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 下水道事業特別会計の繰り出し金につきましては、後ほど議案第57号におきまして、26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由についてご説明を申し上げますので、こちらで確認をお願いしたいと思います。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番。30ページの款7、3目の町営住宅建設事業費がそっくりマイナスになっておるわけで、これは町長にお聞きをしたいと思います。この理由をぜひお聞かせをいただきたい、何があったのか理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 米村町長。10番、滝沢寿美雄君、建設課長ではまずいですか。

10番（滝沢寿美雄君） 数字のことは建設課長から、その後町長に聞きたいと思います。

議長（土屋春江君） じゃあ、まず、数字の件に関して片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちらの305万7,000円でございますが、女神湖住宅調査測量業務委託料として予算計上したものでございますが、地方創生総合戦略によりまして、改めてこちらの計画を再検討するということで、専決でおとさせていただいたわけでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番。今の課長の答弁ですが、地方創生とどういにかかわりがあつ

て基本的見直しをしたのか、もう少し具体的にお聞かせください。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちらにつきましては、地方創生総合戦略、27年度から実施をされてまいりましてでございますけれども、理事者も代わられた中で、改めて総合的に検討をしてみたいということでございます。

議長（土屋春江君） 10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 3回目なのでこれで最後にしますが、今、理事者が代わられたという発言がありましたが、これは、前回、議会がしっかり認めて通したものであって、そんなに簡単にひっくり返るものなのかということなんですが、そこを最後にお聞きして、町長にもその見解をお聞きをしたいと思っております。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 大変申しわけございません。先ほどの答弁については、申しわけございませんが、取り消しをさせていただきます。

議長（土屋春江君） 米村町長、先ほどの答弁できますか。そこで、自席でどうぞ。

町長（米村匡人君） 今、滝沢議員のご質問について、私のほうからご説明をさせていただきます。

この町営住宅に関しましては、住民の皆さんとも、じっくり私のほうで計画が前任の計画であったということもあるんですけども、もう少し住民の皆さんと計画を練って、どういうふうな形がいいのかという形で行いたい。その分であれば、今回こういうふうな形で補正に上げるということは、この範囲で事業を執行しなければいけない。もしも、もう少し何か手を加えなければいけないということになったときに、それが、やはりできないというのは、やはり住民の皆さんにとってもよくないのかなということでありまして、もう一度、再度、皆さんとお話をして検討をしたいというふうな形で、今回このような形にさせていただいております。やらないということではなくて、もう少し検討を深くさせていただきたいという形でございます。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 11番、田中です。

今の件ですけれども、将来的には建設をする予定なんですか。それと、時期的にはいつごろこの調査委託料が取り消しになった、この同じような状況をいつごろ行う予定なんですか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 本当に建てるか建てないということも含めて、皆さんと本当に相談をして、いいものをつくるのであればつくっていききたい。ただ、本当にそこが必要なのかどうなのかということも私も生の声をやはり聞いてないものですから、それをしっかりと聞いて、皆さんの思いを伝えていただきたいなというところで考えておりますけれども。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） すみません、いつごろということですね、申しわけないです。議会も始まっておりますから、議会が終わり早々に担当課と調節をして話を詰めていきたいなというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 以前の議会で議員が決めたことでありますのをマイナスということで、ゼロにするという、専決でゼロにするということは異例かと思っておりますので、本当に早々にお願いをしたいと思っております。

議長（土屋春江君） 答弁はよろしいですか。田中さん、答弁はよろしいですね。
9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 9番、西藤です。

町長に1つだけ伺いたいと思います。今回、この補正は専決処分ですから、もう決まっちゃったことですが、経過とすれば、この300有余は議会においても相当な議論がされて決したものでございます。

これ1つお願いしたいのは、確認したいのは、これ我々も現地調査しておりまして、非常に劣悪な住居環境にあります。それで、住宅政策の部分で議会としては賛成にしたというふうな経過ありますので、先ほどこの本議会終わった後、早急に担当課という話でございますので、現状住んでおる方おります。その方たちも建てかえる方向で進んでいるという話はいってますので、その辺のフォローもしながら、やはり町長の町民を大事にするというふうな、そういう思いも何かありますので、その辺しっかりと対応だけはしてもらいたいなと思っておりますので、要望ということでお願いします。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） ただいまいろいろお話がございましたように、専決処分ということは、当然のことながら、最終決済に向けての専決処分もございますし、また、どうしても、その部分だけ今回特例的にということが行われれば別ですが、既に議会で議決されているものを改めて全てを否決のような形で補正でおとしてくるということは、到底議会軽視につながるというふうに私は思いますが、その点について、もう一度町長のほうからご答弁をいただきたい。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に、議会軽視ということではなくて、本当にもっと真剣と言ったらおかしいですけれども、しっかりと皆さんの本当にご要望をお聞きしたい。それには、やはり、私も皆さんとお話をして、じっくりとどういうふうな形が一番望ましいことなのかということを考えたかったという非常に失礼になるんですけども、早急にそういうふうな形で対応をさせていただきたいと思っております。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 5番。ただいま町長のほうからご答弁をいただきましたが、基本的に、この町営住宅の建設事業費に対します測量試験費、調査測量委託料でございます。これは、あくまでも調査をして、その結果を出すという委託でございます、実際にこれを住宅を建てるというところまでの委託料の項目ではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、調査測量設計というものを全て否決という形のような形で減額をしているわけではありますが、見直すとおっしゃいましたが、先ほど町長のほうのご答弁の中では、やらないと言っているわけではないと言っておりましたが、その後のご答弁の中では、これは、やるかやらないか、それももう一度地元の皆様、あるいはみんなで話し合いたいというふうな話がありましたけども、ちょっと答弁に食い違いがありますが、その点についてもご答弁をいただきたい。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） じゃあお答えをさせていただきます。

本当に、皆さんの言われるとおりでとも認識はしております。非常にこの町営住宅に関しましては、場所、それから、そういうふうな規定という問題も多々あるというふうに私も認識はしておるつもりです。設計委託といっても、本当に、あすこのあの建物が改築、またそういうことでいいのかどうなのかということも含めて、皆さんのご要望をお聞きをしたいというのが真実であります。非常に建ててあるところがどのような今範囲になっているのか、それが果たして設計委託をして、設計委託の関係として建て直すという形になったときに、果たして本当にそこでいいのかということも踏まえて、皆さんのご意見をお聞きをしたいというふうな形で認識はしておるんですけども。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

町営住宅ですが、場所等に限らず町全体の人口増対策に向けた町長のやはりこれから方針になってくるかと思えます。たまたま今回町営住宅は、女神湖の助成、これが減額になっているわけですが、基本的にこれからの町長がどういう人口増されるのかの中の一つであって、場所的にもいろんな環境の中にはありますが、住民にこれからいろいろ情報を集められるというお考えですが、町全体の人口増対策の町営住宅という位置づけの中の女神湖の場所ということになりますと、では、どのあたりまで住民の意見を集めるか、そういった方向がやはり余りにも漠然として見えていない。基本、この町営住民に関しては、先ほど来から議会のほうでももめたというか、きちんと結論を出した結果であります。やはり、これに関しては、非常に重要案件だと思いますので、専決というよりも、やはり、まず議会に対してきちんとした説明があつてしかるべきかなと私は考えております。

それで、実は、今の環境は、決して夏はいろんな意味でまだまだ生活もできる環境

ではありますが、もうこれから寒くなる、本当に冬から秋にかけてこの時期に関して、今までこの町営住宅は何回も何回も出たり入ったり、出たり入ったりということで、先ほど議員の皆さんがおっしゃられたような形を経過とっております。ぜひとも、町民説明という意味合いでは、一番の住んでらっしゃる方が大変そこの苦慮されているところで、その方向性をどういうふうに町長がされるかということは、きちんと町長のご意見で町民というより、まず、今現実住んでいる世帯の皆さんたちにきちんとした説明をされ、その方たちが納得される環境をまずつくっていただき、それで、冬をどう乗り越えるかというご提案をしていただいて、その後でも結構です。そういう形をとっていただければ、十分な議論は尽くされるかと思いますが、やはり、その辺はきちんとこれからの町長の方針も重ねてちょっとご答弁をいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） じゃあ、今のご質問にお答えをさせていただきます。

私も、あそこの町営住宅よく知っております。冬場がどういう状態だったのか。私も山におったこともおりますので、よくその現状はわかっております。

その中で、今回、議会の皆さんにご承認をいただいたことを専決で取り消しをするというようなご提案をさせていただいております。それは、あくまでも住民の皆さんにも、やはりどういうふうな形でこれからやっていくのか、そういうことも踏まえて、そのお住まいになっている方たちの気持ちに寄り添いながら尊重してやりたい。ただ、早急に、今ここの予算でそこを設計をしてやるべきなのかどうかということに少し私のほうで疑問を感じたもんですから、そうじゃなくて、もう少し私は本当にそこでいいのか、そういうところも含めて考えたいなと思ったもんですから、こういうふうな形で今回提案をさせていただきました。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

そうであるならば、今、ここで拙速に専決で減額する必要は私はないのではないかと感じました。やはり、今現実住んでいらっしゃる皆さんがいるわけです。その方たちの対応も考えずに、測量設計というよりも、むしろこれから計画をして話し合いをする、先ほど来から町長が住民の寄り添う気持ちを大事にしたいという、そういった思いがやはりこういう形で専決で減額をされるということは、余りにも住んでいらっしゃる方の住民の思いを全然受け取っていないのではないかなと私は逆に感じたところです。これは、専決されたということで、この後、どういう形で補正を認めるかどうかなりますが、非常にやはり中身というものをもう少し対応は、議会に対して説明を事前にいただければ、その誤解もなかったのではないかなと思うんですけれども、一番最初の町長の住民の気持ちを酌むというその住民の対象というのは、では、どういう対象になるのか、その辺も細かくなりますが、ちょっとお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 榎本君、長坂総務課長から答弁あるそうですので、お願いします。

ここで暫時休憩とします。

（午前11時53分 休憩）

（午前11時56分 再開）

議長（土屋春江君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 田中です。

先ほど課長の答弁で、地方創生でのかかわりということでございましたけれども、この問題について、地方創生で何か計画がおありなんでしょうか。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 大変あれなんですけど、まだ地方創生の総合戦略ということで、それに絡めた中での施策という形でできればということ考えている段階でございます。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今井英昭です。

先ほどの住宅費についてなんですけど、この専決された日にちについてはわかりました。ただ、この中にこの100%カットされたという時間軸についてご説明できる方はお出でになりますでしょうか。おりましたら、その時間軸について何でこれが100%カットされたのかというのがちょっとぼやけていて、今も時間軸、3月31日というのがわかったんですけど、その時間軸についてご説明をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちら前任等の確認もしないとご答弁できませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今、その今井議員の質問に対して後ほどと言われるんですけど、この議会、これが終わったら採否を決めなくちゃいけないわけです。その間にちゃんとご報告がいただけるんでしょうか、それが1点。ちゃんと休憩していただいて資料をいただかないと、これ決めなきゃなんないですよ、これ承認するかしないか、後ほどというのをいつなのか、そこをちょっと議長さんよろしくお願いします。

もう一つ、違う案件ですけど、備品購入費、25ページの、パッカー車の3トンパッカー車239万円を減額補正になっているんですけど、これって町のごみ収集車のことなんでしょうか。何で買わないことになったのでしょうか、それでも支障はないんでしょうか、何年に買って、どの程度の老朽があって、多分これ買う予定で予算に立てられたと思うんですけど、それを取り消されたその経過についてのご説明をお願いします。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

このパッカー車につきましては、購入時の入札差額であります。入札差金、そういうことでご理解をください。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありますか。

議案第53号につきましては、昼食のため暫時休憩とします。再開は1時半からです。よろしく願いいたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、青井町民課長、片桐建設課長から発言を求められていますので、発言を許可します。青井町民課長。

町民課長（青井義和君） 先ほど今井 清議員のご質問、衛生費、保健衛生費の予防接種の経費についての減額についてであります。昨年度、26年度実績の中で予防接種につきましては、立科町13種の予防接種を行っているわけでございますが、一番主だったマイナスの減額の原因といたしまして、水痘の予防接種、これについては1歳から5歳までということになっておりますが、こちらのほうで予定をしておった全員のお子さん、329名を計上をしておりましたが、実際には、既に接種済みいろいろございまして、実績として70名ということでありました。

それから、もう一つ、高齢者の肺炎球菌につきましても、26年度からの接種ということでありまして、こちらにつきましても259名の予定をしておりましたところ、113名の実績ということで減額の金額が大きくなったということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 女神湖住宅調査測量業務委託料の関係でございますが、最終的には、本年3月下旬に白樺高原の地域整備計画、それから、自然公園法等、総体的に一番よい方法を判断を出すために専決処分という形で処理をさせていただく判断を行いました。

議長（土屋春江君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町一般会計補正予算（第12号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。議会事務局長、確認をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

お座りください。起立少数です。したがって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町一般会計補正予算（第12号））については、承認しないことに決定しました。

承認を求める議案が否決されましたので、町長は、地方自治法第179条に基づき、速やかに当該措置に関して、必要と認める措置を講じるとともに、その旨を議会に報告するよう求めます。

◎日程第8 議案第54号～日程第10 議案第56号

議長（土屋春江君） 日程第8 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））から、日程第10 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

町民課長（青井義和君） 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

1ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ1,577万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8億8,117万3,000円とするものです。

それでは、8ページをごらんください。

主なものをご説明申し上げます。まず、歳入の部をご説明いたします。1款国民健康保険税のうち一般被保険者国民健康保険税1,173万円の増、退職被保険者国民健康保険税1,256万円減で、総じて1,047万4,000円の増額補正となっております。

3款国庫支出金のうち1項1目の療養給付費等負担金で1,539万5,000円の増9ペー

ジをお願いいたします。2項1目の財政調整交付金で1,467万3,000円の増となっております。これらは、一般被保険者の療養給付費等の実績により増額となったものであります。

5款前期高齢者交付金では、999万8,000円の減で、交付額の確定によるものです。11ページをごらんください。

9款2項基金繰入金の財政調整基金繰入金は、保険給付費等の実績から4,800万円の減額となり、取り崩し2,500万円をお願いすることになります。

次に、歳出でございますが、13ページからごらんください。2款の保険給付費でございますが、それぞれ実績により減額補正となっております。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

1ページをごらんください。

歳入歳出ともに16万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,897万1,000円とするものです。この会計につきましては、長野県広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行っているものであり、市町村においては賦課した保険料を納付金という形で広域連合へ支払っているものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入について、1款後期高齢者医療保険料につきましては、徴収保険料の確定に伴う減額であります。

4款繰入金につきましては、事務費の減額となります。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、徴収保険料の確定に伴う広域連合へ保険料納付金及び還付金の減額であります。

以上、提案理由を説明させていただきましたが、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

1ページをごらんください。

歳入歳出ともに759万9,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を7億8,854万円とするものであります。この会計につきまして、被保険者は26年度3月末におきまして2,491人であり、前年度と比べまして55人多くなっており、また、認定者数につきましては449人であり、前年比では11人増となっております。

そのような状況の中、6ページから7ページまでの歳入につきましては、それぞれの実績による増額及び減額補正をするものであります。

次に、歳出であります。9ページをごらんください。2款1項介護サービス等諸費につきましては、給付実績による減額であります。居宅介護及び施設介護サービス給付費等で1,700万円の減額をするものです。

続きまして、10ページ、11ページの介護予防サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス経費につきましても、事業実績による増額及び減額をするものであります。この介護サービス給付経費等の補正につきましては、年度締めから2か月おくれの確定数値による精算となることから専決処分させていただくものであります。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。国保の特別会計の10ページのとこなんですけど、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金が593万9,000円ということで、大分大きな額が減らされているんですけど、これの具体的な中身をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、もう一つ、介護保険の特別会計予算書の中の9ページですけど、先ほどの実績によることなんですけど、保険給付費の中身で、施設介護サービス給付費等が1,350万ですか、大分大きな額が減額されているんですけど、この辺のこれだけ大きな額が減った理由が特にあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

まず、共同事業交付金、高額医療費の共同事業交付金、こちらについて減額ということでもありますけれども、こちらにつきましては、あくまでも高額医療、この事業の交付金の実績に伴う交付金の額ということで、この金額につきましては、こちらについては実績に伴って461万5,000円ということでもあります。保険財政共同安定化事業交付金等につきましては、こちらについても実績等について約600万のほどの減額ということで交付されているものでございます。

続きまして、施設介護サービス給付費において1,350万円の減額ということもございますけれども、こちらにつきましては、施設介護、それぞれの施設運営に伴って介護を受けるというようなサービスでございますけれども、こちらについては、予定数といいますが、最初予算の中で行っている部分、その中から、より介護サービスの受ける方が減少したということでもあります。

以上になります。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 済みません、先ほどの保険財政共同安定化事業交付金なのですが、それ、先ほど説明は前と同じだと思われるのですが、これ自体の事業交付金とはどんな内容の具体的なものか、その辺、おわかりになりましたら教えてもらいたいと。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） この事業についてのちょっと細かい部分について、今ちょっと手元にありませんので、また後ほどご説明をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしく願いをいたします。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 後期高齢のところ、繰越明許費の中に電算システム改修事業費というのがあります。これは、どういう内容のもの、例えばソフトかなとは思いますが、どういうことを入れ込むということで改修費になったのでしょうか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） こちらのほうについてであります。この電算のシステムこういったものをということでございますけれども、こちらのほうの関係につきましては、まだ国のほうのシステム、そちらのほうで確定をできてきておりませ。そういった形の中で減額ということでもありますので。失礼をいたしました。繰越明許費の関係になります。こちらのほうにつきましては、マイナンバー制に基づきまして、社会保障、また税制度におけるシステム改修というものが行われるという予定でございます。26年度につきましては、国のほうのシステム改修、こちらのほうがまだ着手されませんでした。そういったことにおいて、こちらのほう繰り越しということになっております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今の課長さんのご説明ですと、マイナンバー制度の導入を伴うので、国として予定したんだけど、それが実際に行われていないので、今年度に繰り越すということだったんですけど、そのマイナンバー制の導入については、もう既に議会で議決をされて決まっているものなんでしょうか、決まっているから、このシステム改修費が盛り込まれたんでしょうか、過去の経緯がわからないので、ご説明お願いしたいんですが。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

当然予算計上されておりますので、そちらのところで議会承認ということで計上されているものでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、は、承認されました。

次に、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））は、承認されました。

次に、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第57号～日程第13 議案第59号

議長（土屋春江君） 日程第11 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第5号））から、日程第13 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第5号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、予算書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,686万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,720万7,000円とするものでございます。

4 ページをごらんください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金の下水道費分担金につきましては、55万2,000円の増額でございます。これは、現年度分並びに滞納繰越分の実績によるものでございます。

2款使用料及び手数料の下水道使用料につきましては33万9,000円の減額でございます。こちら現年度分並びに滞納繰越分の実績によるものでございます。下水道手数料につきましても、実績によるものでございます。

5 ページをごらんください。

3款国庫支出金、4款県支出金でございますが、下水道事業継続計画の策定や合併処理浄化槽整備事業の実績によるものでございます。

5款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金につきまして、1,724万2,000円を減額するものでございます。

6 ページをごらんください。

歳出でございます。1款下水道費の1目下水道等管理費につきましては、需用費、役務費、工事請負費等の実績により731万7,000円の減額でございます。

7 ページをごらんください。

2目コミプラ等管理費につきましては、こちら現需用費等の実績によりまして181万3,000円の減額でございます。

8 ページをごらんください。

1目下水道等事業費につきましても、委託料、工事請負費等の実績による773万6,000円の減額でございます。

2款公債費につきましては、財源内訳の変更でございます。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、予算書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ535万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,121万7,000円とするものでございます。

4 ページをごらんください。

歳入でございますが、2 款使用料及び手数料の下水道使用料について226万5,000円の増額でございます。これは、現年度分並びに滞納繰越分の実績によるものです。

4 款繰入金につきましては762万2,000円の減額でございます。

5 ページをごらんください。

歳出では、1 款衛生費の下水道管理費につきまして、実績による工事請負費等の減額のほか、基金積立金につきましては、35万2,000円の増額でございます。

2 款予備費は126万1,000円の減額でございます。予備費により調整をいたしました。以上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、予算書のおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

収益的収入及び支出、第2条、平成26年度立科町水道事業会計予算（以下予算と言ふ）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入でございますが、第41款水道事業収益につきまして610万増額し、3億1,573万9,000円といたします。内訳は、第2項営業外収益を610万円増額するものでございます。

次に、支出ですが、第51款水道事業費用について610万円増額し、3億1,573万9,000円といたします。内訳は、第1項営業費用について15万円減額し、第4項予備費について62万5,000円増額するものでございます。

2 ページをごらんください。

資本的収入及び支出第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,887万8,000円を1億3,407万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第71款資本的支出について480万円減額し1億5,120万といたします。内訳は、第1項建設改良費を480万減額するものでございます。

3 ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、営業外収益610万は、除却資産の法改正による処理額の増によるものでございます。

次に、支出ですが、営業費用の配水及び給水費は220万円の減額、資産減耗費205万円の増額はいずれも実績によるものでございます。予備費により調整をさせていただきました。

資本的収入及び支出でございますが、建設改良費の営業設備費につきまして、実績

により量水器購入費を480万円減額するものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 一般会計のほうで先ほども聞きましたけど、下水の特別会計補正予算の中の繰入金の1,724万2,000円というこの大きな金額になっているんですが、この具体的な中身をご説明をお願いしたいと思います。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちらにつきましては、予算書の2ページに歳入歳出のそれぞれの内容が載っておりますけれども、歳出の部で1款下水道費、下水道管理費と下水道事業費を合わせまして1,686万6,000円ということで減額になっておりまして、歳入、負担金等々の関係の残りの部分が繰入金という形になっておりますけれども、歳入歳出それぞれ改めて精査したところ繰入金が少なくなっているという状況でございます。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 要は、歳出の部分で大分当初の予算どおりより少なかったからという内容だったと思うんですけど、当初の予算の中身が大分膨らんでいたというか、それとも、また、いろんな工事の関係で事業の内容が減ったとか、そういう特別な理由とかはあるんでしょうか。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 細かい資料等、申しわけございませんが、今手元にございませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第5号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第5号））は、承認されました。

次に、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町白樺高原下水道特別会計補正予算（第2号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町白樺高原下水道特別会計補正予算（第2号））は、承認されました。

次に、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第5号））の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、平成26年度立科町水道事業特別会計補正予算（第5号））は、承認されました。

◎日程第14 報告第1号

議長（土屋春江君） 日程第14 報告第1号 平成26年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件については、報告を求めます。長坂総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 報告第1号 平成26年度立科町一般会計繰越明許費の報告についていたします。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業によりまして、3月に予算計上いたしました立科町総合戦略（仮策定事業）、移住促進事業、雇用創出推進事業、地域活性化商品券事業、外国人観光客誘致事業、友好都市等交流人口拡大事業、地域高校魅力化事業の地方創生関連の7事業並びに社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度と言われているものですが——のシステム改修費補助金によります電算システム改修事業の4事業、それと、国庫補助事業の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金による新徳花苑内の施設内保育園施設、地域共有スペース施設設置事業、それと、社会資本整備総合交付金によります道路ストック総点検事業、再生可能エネルギー基金事業交付金による白樺高原総合観光センターへの太陽光発電施設工事、防災機能強化事業の小中学校体育館非構造部材耐震補強工事、農業被害復旧事業の豪雪によるパイプハウス被害、農業者向け経営体育成支援事業、これら16事業は、平成26年度内に完了しないため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度に繰り越しを行った報告でございます。

説明で以上であります。よろしくお願いいたします。

◎日程第15 報告第2号～日程第17 報告第4号

議長（土屋春江君） 日程第15 報告第2号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計繰越明許費の報告についてから、日程第17 平成26年度立科町介護保険特別会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件については、報告を求めます。青井町民課長、登壇の上、報告願います。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

町民課長（青井義和君） 報告第2号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計繰越明許費の報告についてから、報告第3号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計繰越明許費の報告について、及び報告第4号 平成26年度立科町介護保険特別会計繰越明許費の報告についてまで、一括してご説明させていただきます。

いずれもマイナンバー法に基づきまして、社会保障・税番号制度への電算システム改修事業につきまして、国のシステム改修のおくれにより、平成26年度代に着手とならず、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度に繰り越しを行った報告でございます。

説明は以上となりますが、よろしくお願いをいたします。

◎日程第18 議案第60号

議長（土屋春江君） 日程第18 議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

町民課長（青井義和君） 議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改定により、低所得者である第1号被保険者に係る介護保険料の軽減が実施されるに伴い、町の条例で定める介護保険料について改正をするものであります。

内容は、第2条に1項に加え、第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は同法の規定にかかわらず2万9,500円とするを第2項とするものであります。

なお、第1号被保険者の軽減措置につきましては、保険料負担割合を0.5から0.05軽減し、0.45とし、保険料額を3万2,700円から2万9,500円とするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、経過措置として、改正後の立科町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しないとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第61号

議長（土屋春江君） 日程第19 議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

歳入予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ1億2,416万7,000円を追加し、予算の総額を47億4,316万7,000円とするものでございます。地方債の補正は、地方債の追加をするものでございます。

5 ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、地方債の追加補正であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

緊急防災・減災事業債（防災拠点づくり事業）4,220万、証書借入れまたは証券発行4%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政部の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができる。これは、役場庁舎耐震補強工事に伴う起債借り入れでございませぬ。

次に、8 ページをお開きください。

歳入では、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金382万円を計上しました。

15款県支出金2項県補助金3目農林水産業費県補助金では、県の地域発元気づくり支援金事業補助金が、農畜産物立科ブランド確立事業への交付決定により67万1,000円を計上、7目消防費県補助金では、役場庁舎太陽光発電設備へ再生可能エネルギー基金事業交付金が内定したため3,000万円の補正であり、10目商工費県補助金では、外人旅行者受入環境整備事業補助金を計上、3項1目総務費委託金は、県議会議員選挙委託金確定によるものでございます。

16款財産収入では基金利子であり、17款寄附金3目教育寄附金は1件、教育振興基金をいただいた実績です。

19款繰越金、前年度繰越見込み額の増額であり、20款諸収入4項1目雑入では、コミュニティ助成事業補助金3事業の内示に伴うものです。

21款町債1項3目消防費1節緊急防災・減災事業債4,220万円は、役場庁舎耐震補強工事に伴う起債でございます。

11ページからの歳出であります。関係する全ての款において、昇格及び人事異動に伴う人件費の補正をしております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理経費では、13節委託料で、マイナンバー法に伴う例規整備支援業務194万4,000円を計上、電算管理経費では、電算委託料で、L G W A N機器の更新166万4,000円を計上、3目財産管理費では、役場庁舎コンピューターサーバー室の空調設備増設工事110万円、基金管理経費では、基金利子の積み立て、5目企画費はコミュニティ助成事業2事業、地域活動助成事業助成金1事業への補助金460万円を計上、8目地域情報通信費では、立科地区、中尾・美上下地区の情報通信設備のハードウェアサポート終了に伴う機器等更新の経費5,410万4,000円を計上、2項徴税費2目賦課徴収費では、電算委託料で、社会保障・税番号制度対応システム整備等の経費389万8,000円を計上しました。

14ページをお願いします。

4項選挙費3目町長・町議会議員選挙費は、事業実績に伴う補正であり、4目県議会議員選挙では、当初予算で選挙事務手当が未計上であったため、実績により191万2,000円の増額補正をいたしました。

5項統計調査費1目指定管理費では、国勢調査ほか統計調査を実施するための経費137万3,000円を増額補正、16ページをお願いします。7項コミュニティ費では、権現の湯温泉ポンプ入れ替え工事を計上いたしました。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、老人福祉センター管理経費では、消耗品で消火器14本の更新を計上、2目障害者福祉費では、1件の自動車改造費補助の計上、5目臨時福祉給付金等給付事業では、昨年度の給付金等の精算還付金を計上、2項児童福祉費2目子育て支援費では、児童館雨漏り等修繕工事を計上しました。

19ページをお願いします。

3項1目高齢者福祉総務費では、介護保険特別会計繰り出し金25万5,000円、3目高齢者施設・健康保健センター女神管理経費では、雪の落下による柵の損傷を防ぐための屋根工事費50万8,000円を計上し、20ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費では、自己の健康管理向上ため、全自動血圧計を役場庁舎内へ設置するための経費19万5,000円を計上しました。

21ページ、1目ごみ処理費では、立科地区の鉄製ダストボックス2基の更新経費24万5,000円及び佐久市・北佐久郡環境施設組合の職員増に伴う負担金増額の補正、22ページ、5款農林水産業費1項農業費では、県からの地域発元気づくり支援金事業の助成を受けて、農畜産物立科ブランド確立事業を実施する経費89万5,000円を計上し

ました。

6款観光費2項観光費2目観光振興経費では、町内の宿泊業者の方で無線LAN環境整備を行う事業者への補助金53万3,000円を県補助金を活用し新たに計上、3目観光施設費では、案内看板の改修等工事費770万1,000円を計上しました。

24ページ、7款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良舗装費では、平林地籍の町道五本木前線の調査測量設計業務委託及び町道白樺湖大門峠線周遊ジョギングコース測量設計業務委託の2件の業務1,203万7,000円を計上、25ページ、5項1目下水道総務費では、下水道事業特別会計への繰り出し金561万円の減額補正を計上しました。

8款消防費1項4目防災費では、防犯灯設置要望により108万5,000円を計上、また、防災拠点づくり事業として、大規模停電に備えるため、県から再生可能エネルギー基金事業交付金3,000万円をいただき、役場庁舎への太陽光発電施設設置の設計管理費及び設置工事費を計上、また、昨年実施した役場庁舎の耐震診断調査を行った結果、耐震判定指標を満たさないため、設計管理経費及び庁舎耐震補強工事を計上しました。この2事業合計で9,917万4,000円の補正でございます。

26ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、小学校体育館耐震工事中のため、音楽会を別会場で行うためのバス代等の計上でございます。

27ページ、3項中学校1目学校管理費、中学校管理経費では、中学校所有の後背地整備委託料7万8,000円を計上、28ページ、4項2目公民館費では、集会所整備事業補助金の要望があった4集落への補助金15万9,000円の増額補正でございます。

歳入歳出との差額は予備費で調整いたしました。

29ページから33ページは給与関係の資料であります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第62号

議長（土屋春江君） 日程第20 議案第62号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

町民課長（青井義和君） 議案第62号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,040万6,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入につきまして、国庫補助金、介護予防事業交付金、包括的支援任意事業交付金につきまして8万3,000円の補正をいたします。ま

た、款5支払い基金交付金につきましては、地域支援事業交付金2万6,000円の介護予防交付金の増額であります。

款6県支出金につきましては、地域支援事業交付金、介護予防事業交付金といたしまして4万2,000円の増額であります。

それから、10款繰入金であります、事務費等繰入金といたしまして21万3,000円、また、地域支援事業繰入金として4万2,000円の増額の補正をお願いをするものであります。

6ページをお願いをいたします。

歳出であります。1款総務費3項介護認定審査会費につきましては、一部事務組合負担金といたしまして16万6,000円の補正をお願いをいたすところであり、また、地域包括支援センター費といたしまして、事務費繰入金4万7,000円をお願いをするものであります。

4款地域支援事業費といたしまして、1項介護予防事業費、介護予防施策事業費といたしまして、介護予防二次予防事業費といたしまして、修繕料9万2,000円を計上させていただくものでございます。

9ページ、10ページ、11ページにつきましては、給与費の明細等となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◎日程第21 議案第63号～日程第23 議案第65号

議長（土屋春江君） 日程第21 議案第63号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第23、議案第65号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についての3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第63号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,473万1,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

第2表の債務負担行為でございますが、下水道事業特別会計を公営企業会計へと移行する業務委託料につきましては、平成27年度から29年度までの期間におきまして、限度額を5,454万円とするものでございます。

第3表の地方債でございますが、下水道事業のための町債の借り入れにつきまして、限度額を590万、利率を4%以内とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入でございますが、5款繰入金の一般会計からの繰入金を561万減額し、8款町債を590万円といたします。

6ページをごらんください。

歳出でございますが、1款下水道費の下水道等管理費について29万円増額いたします。主に職員の異動に伴う給料、職員手当等の補正のほか、公営企業会計への移行業務委託料の補正でございます。茂田井地区管理費につきましては、現時点で修繕料等の見込み額が減ったことにより、需用費を103万7,000円減額し、地理情報管理システムデータの更新委託等の委託料を増額するものでございます。

7ページをごらんください。2款公債費につきましては、財源内訳の変更でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、2ページにございます第1表、歳出予算補正によるものでございます。

3ページをごらんください。

歳出の1款衛生費の下水道管理費について29万7,000円の増額でございます。これは、処理場の屋根防水シートの改修工事設計管理委託料でございます。

2款予備費は29万7,000円の減額でございます。予備費により調整をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第65号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明をいたします。

1ページをごらんください。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度立科町水道事業会計予算（以下予算と言う）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、支出ですが、第51款水道事業費用、第1項営業費用につきまして、319万7,009円増額し、2億4,340万9,000円とし、第4項予備費を319万7,000円減額し2,202万4,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第5条中、1、職員給与費2,012万8,000円を2,247万8,000円に改めます。

2ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますが、営業費用について、職員の異動に伴う給料、手当の補正のほか、修繕費、備商品費の補正でございます。予備費319万7,000円の減額により調整をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第66号

議長（土屋春江君） 日程第24 議案第66号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、お願いします。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第66号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条、平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第51款索道事業費用の予算額は増減なく4億4,000万円でございます。第1項営業費用を606万7,000円減額し、同額を第4項予備費で調整いたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、第2条の補正に伴いまして、職員給与費2,794万4,000円を2,408万6,000円に改めるものでございます。

2 ページをお開きください。

歳入の補正はございません。

支出、51款索道事業費用の総額は増減なく2億4,000万円です。第1項営業費用の第1目リフト営業費用を606万7,000円減額し、1億6,415万6,000円に改めるものです。減額の内訳は、1節給料222万5,000円、2節手当74万4,000円、3節賞与引当金等繰入金19万2,000円、4節法定福利費は61万7,000円、5節退職組合負担金は202万9,000円でございます。中身は人事異動に伴う補正でございます。第1項営業費用の減額分606万7,000円を第4項予備費で調整し、予備費の総額は1,202万9,000円と改めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

平成27年度索道事業の予定キャッシュフロー計算書でございます。4ページから5ページは給与費の明細書でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第25 請願第1号

議長（土屋春江君） 日程第25 請願第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを認める意見書提出の請願についてを議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員、7番、榎本真弓君、登壇の上、説明願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の請願について、紹介議員として請願趣旨を申し上げます。

今国会において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まると思われまます。

国保会計は、国と地方の協議によって地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題となるところであります。全国の自治体では、以前から単独事業として、乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くあります。立科町でも、高校生までの医療費無料の単独事業を行ってきております。医療費助成制度には、償還払い方式と現物給付方式があり、窓口で無料化する現物給付方式で助成をすると、国は、国庫負担金を減額する調整措置をとってきました。長野県では、多くの市町村で独自の助成制度を設け、中学3年生までの医療費無料化を実施するため、窓口で一部負担金を支払い、後日給付される自動給付方式を行ってきております。国保の減額措置は30年前に創設された制度であり、この間、少子化などの社会状況は変化をしており、地方の単独事業も実施されるなど、時代に即した制度の見直しを行う時期に来ていると考えます。

また、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むために、子供子育て世代の支援充実が求められております。

こうした状況の中で、全ての地方自治体で取り組まれている子供の医療の助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり、早急に見直しをしていただくよう強く要望し、立科町議会において国への意見書の提出をお願いするものであります。

1、人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子供等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について早急に検討の場を設け結論を出すこと、2、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から、実効性のある施策を進めることが必要であり、そうした観点から、子供等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

付託されます委員会におかれましては、国全体にかかわる問題でありますので、慎重審議の上、よろしくお認めいただき、国への意見書提出に採択賜わりますようお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第26 陳情第1号

議長（土屋春江君） 日程第26 陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情については、5月21日までに受け付けをいたしました。これについては、上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。また、審査については、質疑終了後、所管の委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、3時10分より全員協議会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。全協終了後は、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員は参集願います。

（午後2時50分 散会）